

こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り

平成 25 年 12 月 20 日

年末年始及び春節における海外悪性伝染病に関する

防疫体制の強化について

中国、東南アジアの国々では引き続き口蹄疫および鳥インフルエンザの発生が認められています。またヨーロッパや豪州でも鳥インフルエンザの拡大が、ロシアではアフリカ豚コレラの拡大も続いています。

これから年末・年始及び春節、またソチオリンピックを迎えるに当たり、これらの地域における人・物の移動が盛んになり、それに伴い、ウイルスの侵入の可能性が高まることが懸念されます。つきましては、より一層危機意識を高めるとともに、下記の事項に留意の上、発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するようお願いいたします。

記

口蹄疫および高病原性鳥インフルエンザが発生している国への渡航を可能な限り自粛し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないで下さい。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らないで下さい。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けて下さい。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域(家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。)に立ち入らないで下さい。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講じて下さい。

※外国人労働者、海外研修生等を受け入れている場合は、上記(1)、(2)についてより気をつけるようお願いいたします。

※特定症状を発見された場合は、すぐに**家畜保健衛生所 一課(0743-59-1700)**にご連絡ください。